(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、二五〇MHz以上五、二三六MHz以下	一二・五マイクロワット以下
五、二三六MHz以上五、四一九・六MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、四一九・六MHzを超え五、四七〇MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、九〇四MHz以下	一二・五マイクロワット以下

第四十九条の二十第三号の二のトを同号のチとし、同号のヘ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2)　変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

(一)　占有周波数帯幅が一九・七MHz以下のとき

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(二)　占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のとき

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の（±）一九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(三)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下のとき

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の（±）三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

第四十九条の二十第三号の二のヘを同号のトとし、同号のホ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

五〇ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、二五ミリワット以下）

(2)　占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、一二・五ミリワット以下）

第四十九条の二十第三号の二のホに次のように加える。

(3)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一二・五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、六・二五ミリワット以下）

(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

六・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、三・一二五ミリワット以下）

(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、二五〇MHz以上五、二三六MHz以下	一二・五マイクロワット以下
五、二三六MHz以上五、四一九・六MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、四一九・六MHzを超え五、四七〇MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、八〇〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下

(3)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、三四〇MHz以上五、四六〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下
五、四六〇MHzを超え五、四六九・五MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、四六九・五MHzを超え五、四七〇MHz以下	五一・二マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、八〇〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下

数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の」に改め、同号のトに次のように加える。

「チまで」に改め、同号のチを同号のリとし、同号のト(1)中「五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する」を「占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の」に改め、同(1)(一)及び(二)中「場合」を「とき」に改め、同ト(2)中「五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五九〇MHz、五、六三〇MHz又は五、六七〇MHzの周波数の電波を使用する」を「占有周波

機内で運用するものを除く。）が使用するものを除く」を「にあつては、航空機内で運用する場合に限る」に改め、同号のイ中「ホ、チ及びリ」を「ヘ、リ及びヌ」に改め、同号のチ中「トまで」を

六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz」を「五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下」に、「で運用する無線局（航空

五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、

(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

五、二五〇MHz